

一般名処方加算について

処方せん料の一つで、後発医薬品がある医薬品について、お薬の商品名に代えて有効成分の名前で処方した場合に算定されます。処方せんの交付1回につき処方せん料に加算します。

処方せんが一般名で表記されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることができます。

◇一般名処方加算が算定できるのは以下の条件を満たしている必要があります。

ア) 一般名処方加算は後発品のある医薬品に対し一般的名称に財形及び含量を付加した記載による処方せんを交付

イ) 処方せんの医薬品のうち、後発品のあるすべての医薬品(2品目以上の場合に限る)が一般名処方されている場合には一般名処方加算1

ウ) 一般名処方されたものが一品目含まれている場合には一般名処方加算2